会議・打合せ・視察顛末書

記録者	松田　麻紀子

決裁	市　長	副市長	教育長	部　長	次　長	課　長	課長補佐	主査 係長	グループ員

件　　名	令和６年第９回龍ケ崎市教育委員会定例会
年　月　日	令和６年９月２５日（水）午後２時００分～午後３時１０分
場　　所	龍ケ崎市役所附属棟５階第１委員会室
出席委員	大古輝夫教育長、根本勇一教育長職務代理者、山﨑麻里委員、膳法亜沙子委員
欠席委員	なし
傍聴者	３名
出　席　者	教育部長　中村　兼次 教育委員会事務局次長　大堀　敏雄 教育総務課長　名島　正博 文化・生涯学習課長補佐　清水　直之 指導課長　千葉　幸子 教育センター所長　熊澤　つむぎ 学校給食センター所長補佐　前田　壮之 教育総務課長補佐　海老原　弘一 教育総務課長補佐　助川　由紀子 教育総務課係長　松田　麻紀子 教育総務課副主幹　川嶋　里菜
議事日程	１　開会 ２　前回会議録の承認 ３　教育長報告 ４　議　事 議案第１号　龍ケ崎市児童生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則について 議案第２号　龍ケ崎市スクールバス運行規則の一部を改正する規則について 議案第３号　龍ケ崎市児童生徒の指定学校の変更に係る基準について 議案第４号　いじめ防止対策推進法第２８条第１項及び第２項に規定する重大事態の調査結果について 報告第１号　専決処分の承認を求めることについて（龍ケ崎市立図書館の指定管理者候補者の選定について） ５　報告事項 （１）（仮称）長山中学校区義務教育学校の校名募集集計結果 （２）龍ケ崎市立中学校における部活動の学校活動から地域等への移行について （３）令和７年度コミュニティ・スクールモデル中学校の選定について （４）龍ケ崎市文化会館管理者公募に向けたサウンディング型市場調査実施について （５）令和６年度全国学力・学習状況調査の結果について ６　閉会

	（１）開会
教　育　長	委員の皆様、本日は、お忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。今回の教育委員会定例会を開催するに当たりまして、会議を傍聴したい旨、３名の方から申出がありましたので、委員の皆様方にお諮りしたいと思います。 本日の議事は、議案４件、報告１件、報告事項５件の審議が予定されておりますが、議案第４号については、個人に関する情報を含むため非公開、報告第１号について及び報告事項５については意思決定過程情報であることから非公開とし、それ以外の議事につきましては公開として傍聴を許可してよろしいでしょうか。
全　委　員	異議なし。
教　育　長	それでは、本日の会議については、公開といたします。傍聴される方の入場をお願いいたします。
	（傍聴者入場）
教　育　長	傍聴される方にお願いを申し上げます。傍聴に際しましては、教育委員会会議傍聴人規則に従いまして、会議中は御静粛にお願いいたします。なお、市役所内でペーパーレス化推進している関係で今回から電子データとなりますことをご理解いただきたいと思います。本日の会議は、全委員が出席されており定足数に達しておりますので、令和６年第９回龍ケ崎市教育委員会定例会を開会いたします。
	（２）前回会議録の承認
教　育　長	はじめに、８月に開催した定例会の会議録の承認を行います。会議録につきましては、原案のとおりでよろしいでしょうか。
全　委　員	異議なし。
教　育　長	それでは、会議録については、原案のとおり承認いたします。
	（３）教育長報告
教　育　長	続きまして、教育長報告をさせていただきます。 （令和６年度龍ケ崎市敬老会、交通安全運動街頭キャンペーン、第５６回龍ケ崎市消防ポンプ操法競技大会、放課後 PLAY キャンプ野沢温泉村、市新人体育大会、第４回龍の子支援会議）
教　育　長	私からの報告は、以上でございます。委員の皆様方から御質問等がございましたら、お願いいたします。
全　委　員	特になし。
	（４）議案第１号　龍ケ崎市児童生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則について
教　育　長	それでは議事に入ります。議案第１号「龍ケ崎市児童生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則について」事務局から説明をお願いします。
	（教育総務課長　議案第１号について説明）
教　育　長	ただいま、議案第１号について説明がありましたが、御意見等がございましたら、お願いいたします。
全　委　員	特になし。
教　育　長	それでは、採決に移ります。議案第１号について、原案のとおり決することに御

	異議ありませんか。
全　委　員	異議なし。
教　育　長	異議なしと認め、議案第１号については、原案のとおり可決されました。
教　育　長	（５）議案第２号　龍ケ崎市スクールバス運行規則の一部を改正する規則について 続いて、議案第２号「龍ケ崎市スクールバス運行規則の一部を改正する規則について」事務局から説明をお願いします。 （教育総務課長　議案第２号について説明）
教　育　長	ただいま、議案第２号について説明がありましたが、御意見等がございましたら、お願いいたします。
全　委　員	特になし。
教　育　長	それでは、採決に移ります。議案第２号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
全　委　員	異議なし。
教　育　長	異議なしと認め、議案第２号については、原案のとおり可決されました。
教　育　長	（６）議案第３号　龍ケ崎市児童生徒の指定学校の変更に係る基準について 続いて、議案第３号「龍ケ崎市児童生徒の指定学校の変更に係る基準について」事務局から説明をお願いします。 （教育総務課長　議案第３号について説明）
教　育　長	ただいま、議案第３号について説明がありましたが、御意見等がございましたら、お願いいたします。
教　育　長	確認なんですが、あくまでも基本は長山にできる義務教育学校が相当ではありますが、申し出によってということでよろしいですね。
教育総務課長	実際に、馴馬台小学校に通学させることはできないのか保護者からの事前の問い合わせが数件ありました。
教　育　長	もっともな理由であれば申し出を受けるということですね。
膳 法 委 員	小柴４丁目という限定的なのは保護者からの問い合わせがあったからということですか。地図のイメージからすると２丁目、３丁目の方は中根台中学校の方が近いと思うのですが将来的にどうなるのでしょうか。
教育総務課長	２丁目、３丁目は馴馬台小学校の通学区域となっていますので、中根台中学校になります。
膳 法 委 員	１丁目と４丁目が松葉小学校区ということですか。１丁目の申し出はどうなるのでしょうか。
教育総務課長	距離を比較して馴馬台小学校の方が近く、申し出があれば教育委員会の方で検討して認められれば通学できます。

膳 法 委 員	文章からすると４丁目等となっているのは他も含む場合があるということですね。
教育総務課長	そのとおりです。距離で比べた時に、近い方の学校となります。
膳 法 委 員	分かりました。
根 本 委 員	私の記憶なのですが、かつて小柴１丁目のお子さんが馴馬台小学校に通学して、その後、中根台中学校に通っていた児童生徒を何名か私も記憶していますので、もし可能であれば１丁目、４丁目としても良いのかなという気もします。
教　育　長	ご意見として頂戴するということでよろしいですか。その他になにかございませんか。
山 﨑 委 員	これから１年生になる子に限ってということですか。
教育総務課長	これから就学する子どもが主な対象になりますが、現在通っているお子さんの保護者から申し立てがあれば、教育委員会で審査をして認められれば通学できます。
教　育　長	わかりました。それでは、採決に移ります。議案第３号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
全　委　員	異議なし。
教　育　長	異議なしと認め、議案第３号については、原案のとおり可決されました。
	（７）議案第４号　いじめ防止対策推進法第２８条第１項及び第２項に規定する重大事態の調査結果について
教　育　長	続いて、議案第４号「いじめ防止対策推進法第２８条第１項及び第２項に規定する重大事態の調査結果について」です。なお、議案第４号については、個人に関する情報を含むため非公開、続いて報告第１号については意思決定過程情報であることから非公開の案件となりますので、傍聴の方はここで一旦ご退席ください。 （傍聴者退席） それでは事務局から説明をお願いします。 （教育センター所長　議案第４号について説明） ただいま、議案第４号について説明がありましたが、御意見等がございましたら、お願いいたします。 【個人に関する情報を含むため非公開】 その他はいかがでしょうか。 それでは、採決に移ります。議案第４号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
全　委　員	異議なし。
教　育　長	異議なしと認め、議案第４号については、原案のとおり可決されました。

教　育　長	（８）報告第１号　専決処分の承認を求めることについて（龍ケ崎市立図書館の指定管理者候補者の選定について） 　続いて、報告第１号「専決処分の承認を求めることについて（龍ケ崎市立図書館の指定管理者候補者の選定について）」事務局から説明をお願いします。 （文化・生涯学習課長補佐　報告第１号について説明）
教　育　長	ただいま、報告第１号について説明がありましたが、これについて御質問等がございましたら、お願いいたします。
全　委　員	特になし。
教　育　長	それでは、採決に移ります。報告第１号について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
全　委　員	異議なし。
教　育　長	異議なしと認め、報告第１号については、原案のとおり承認されました。次の報告事項からは公開となりますので、傍聴人の再度の入場を許可します。 （傍聴者入場）
教　育　長	（９）報告事項１　（仮称）長山中学校区義務教育学校の校名募集集計結果 　続いて、報告事項１「（仮称）長山中学校区義務教育学校の校名募集集計結果」です。事務局から説明をお願いします。 （教育総務課長　報告事項１について説明）
教　育　長	ただいま、報告事項１について、説明がありましたが、これについて御質問等がございましたらお願いいたします。
根本委員	実は私は、充て職で都市計画審議委員の役員を引き受けてまして、あちらでは龍ケ崎マスタープランを作成していまして、色々アンケートをとっているんですね。そうすると、今後一番担っていくであろう３０代、４０代、５０代の方々の回答が非常に少なくて、これからの龍ケ崎を考えていったときに果たして、そういった人たちの意見がどれぐらい反映されているんだろうと取り沙汰されているんですね。こちらの結果を見ても、これから自分のお子さんを送るであろう３０代であったり４０代であったり、そういう家庭のアンケートの回答の数が非常に少ないというのが今後の課題なのではと思いました。再度アンケートを取り直すということは難しいと思いますので、また新たに何かを調査するときに、もう一工夫あると良いかなと感じました。
教　育　長	感想ということでよろしいでしょうか。その他、何かございますか。
膳法委員	これから選定して決まっていくということですが、最終的にここで決めるということでしょうか。
教育総務課長	次の開校準備会にて、公募結果をもとにどれを校名案とするか選定していただいて、選定したものを教育委員会定例会にお諮りします。その後、龍ケ崎市議会にもお諮りして正式決定となります。
膳法委員	候補が１つの状態なのか、いくつか候補がある状態をここで選定していくのかはどうなのでしょうか。

教育総務課長	１つに選定されたものを、これでよろしいかとお諮りするようになります。
教　育　長	選定されたものを審議していただくようになります。
膳 法 委 員	選考基準で示していることで説得しきれるかどうかについては関わらないということになりますが、案を出してくれた方たちには思い入れがあると思うので、そういった方々全員を説得できるのかどうかというところに疑問があります。応募数の多さで決めるわけではないとのことだったので、理由があってこれにしたというような明確なものがないと説得できないのかなと思いました。感想です。
教　育　長	（10）報告事項２　龍ケ崎市立中学校における部活動の学校活動から地域等への移行について 続いて、報告事項２「龍ケ崎市立中学校における部活動の学校活動から地域等への移行について」です。事務局から説明をお願いします。 （文化・生涯学習課長補佐　報告事項２について説明）
教　育　長	ただいま、報告事項２について、説明がありましたが、これについて御質問等がございましたらお願いいたします。
膳 法 委 員	体験会が８月４日に行われたということで野球が１４名、サッカーが１８名参加したということですが、これは予想より多かったのか妥当な数字なのか分かれば教えていただきたい。
文化･生涯学習課長補佐	こちらにつきましては妥当な数字だと思っております。全部員ではありませんが大体の生徒が参加したと聞いております。
教　育　長	事前に予想された方は参加されたということですね。その他はいかがでしょうか。
根 本 委 員	募集は７月に行われたということですが、募集規定は野球は市内中学校の野球部に所属している生徒に限る、サッカーは市内中学校のサッカー部に所属している生徒に限るといった規定はどうなっていますか。
文化･生涯学習課長補佐	基本は部活に入っている生徒ですが、先ほど説明したように部活動がない地域の生徒も参加しています。
教　育　長	具体的には城西中学校には野球部がないのですが、城西中に通うお子さんが参加したということですね。
文化･生涯学習課長補佐	中根台中学校にはサッカー部がありませんが、中根台中のお子さんも参加してくれました。
根 本 委 員	それは特例という形ですか。拡大解釈をすると野球部に所属していなくても入っても構わないとなってしまうのではと疑問を持つのですが。
文化･生涯学習課長補佐	おっしゃるとおりになるかと思いますが、門扉を広げて生徒のやりたいように進めていければと考えています。
教　育　長	地域にいるお子さんであれば参加する権利があるということですね。
根 本 委 員	そうなると今まで説明のあった部活動の地域移行ということとズレが生じるような気がします。

文化･生涯学習課長補佐	おっしゃる通りになるかと思いますが、やはり学校ごとに生徒がいなくて部活をできないが部活をやりたい子もいると思いますので、そういった子たちにこの機会に門扉を広げて参加できるような状況にするということです。
教　育　長	狙いとしては、部活動は地域に移行した時点でなくなるということで、新たな組織ということで部活動との関連はないと将来的にはなっていくということですね。
膳法委員	さっきの質問と、根本委員がおっしゃった内容に引っかかる感じがあります。先ほどは妥当だとおっしゃっていましたが、より門扉を広げていきたいのであればもう少し周知の方法を考えてないといけない。１４名、１８名を妥当と言ってしまうとやっていく子がどんどん少なくなっていくのではというイメージがあるので１０月に再度、体験会を行うというのであれば何か周知を広げるとか７月の募集と替えてやっていくとより多くの子が体験できるのではと思いましたので検討をお願いします。
文化･生涯学習課長補佐	御意見ありがとうございます。そのような方向で実現できればと思います。
次　　長	部活動の地域移行、いわゆる過渡期でございますので休日に特化した形ですすめているわけなんですけれども、人数が妥当かどうかは様々な見方があると思います。どうしても現時点での周知の仕方としては休日の部活動の移行の周知となっていますので、そうすると休日だけであればどうなのかなと引っ込む生徒もいます。保護者も分かりにくいなという話も出ています。そこは様子を見ながらになってしまいますが、まだ実証事業として過渡期対応をしている段階でありますし、工夫しながらやっていきたいと考えていますのでご理解いただきたいと思います。
膳法委員	ありがとうございます。スポーツの教員なので狭くなっていくのは怖いなと思ったので、より多くの生徒がスポーツって楽しいなと思える環境であれば特に問題ないと思うのでよろしくお願いします。
教　育　長	その他はいかがでしょうか。
	（11）報告事項３　令和７年度コミュニティ・スクールモデル中学校の選定について
教　育　長	続いて、報告事項３「令和７年度コミュニティ・スクールモデル中学校の選定について」です。事務局から説明をお願いします。 （文化・生涯学習課長補佐　報告事項３について説明）
教　育　長	ただいま、報告事項３について、説明がありましたが、これについて御質問等がございましたらお願いいたします。
全　委　員	特になし。
	（12）報告事項４　龍ケ崎市文化会館管理者公募に向けたサウンディング型市場調査実施について
教　育　長	続いて、報告事項４「龍ケ崎市文化会館管理者公募に向けたサウンディング型市場調査実施について」です。事務局から説明をお願いします。 （文化・生涯学習課長補佐　報告事項４について説明）
教　育　長	ただいま、報告事項４について、説明がありましたが、これについて御質問等がございましたらお願いいたします。

全　委　員	特になし。
教　育　長	（13）報告事項５　令和６年度全国学力・学習状況調査の結果について 続いて、報告事項５「令和６年度全国学力・学習状況調査の結果について」です。なお、報告事項５は非公開の案件となりますので傍聴の皆さまにはここでご退席いただきたいと思います。 （傍聴者退席）
教　育　長	それでは事務局から説明をお願いします。 （指導課長　報告事項５について説明）
教　育　長	ただいま、報告事項５について、説明がありましたが、これについて御質問等がございましたらお願いいたします。 【意思決定過程情報のため非公開】
教　育　長	それでは本日の議事は以上ですので、これで閉会したいと思います。最後に、事務局から連絡事項がございます。
事　務　局	次回以降の会議の日程についてお知らせします。１０月は、１０月２３日（水）午後２時から、１１月については、１１月２７日（水）午後２時から予定しています。よろしくお願いいたします。
教　育　長	それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。お疲れさまでした。 【議決事項】 議案第１号　龍ケ崎市児童生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則について 議案第２号　龍ケ崎市スクールバスの運行規則の一部を改正する規則について 議案第３号　龍ケ崎市児童生徒の指定学校の変更に係る基準について 議案第４号　いじめ防止対策推進法第２８条第１項及び第２項に規定する重大事態の調査結果について 報告第１号　専決処分の承認を求めることについて（龍ケ崎市立図書館の指定管理者候補者の選定について） 【会議録調製年月日】 令和６年１０月１１日 【会議録調製者】 龍ケ崎市教育委員会事務局　教育総務課　係長　松田　麻紀子 龍ケ崎市教育委員会会議規則第１５条及び第１６条の規定により、この会議録を調製させ、署名する。 教育長　　大　古　輝　夫

情報公開	公開	非公開（一部非公開を含む）とする理由	（龍ケ崎市情報公開条例第９条2、5号該当） 個人情報（議案第4号） 意思決定過程情報（報告第1号、報告事項5）
		公開が可能となる時期（可能な範囲で記入）	年　　月　　日